

特記仕様書

1 業務名称

県立八重山病院電気室 UPS バッテリー交換修繕

2 実施場所

沖縄県立八重山病院（沖縄県石垣市字真栄里 584 番地 1）

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4 目的

沖縄県立八重山病院に設置してある無停電電源装置に搭載されている制御弁式据置鉛蓄電池について、寿命期を迎えており、非常時に十分なバックアップが出来ない懸念があることから、蓄電池更新を行い、対応に万全を期すことを目的とする。

5 業務内容

- (1) 制御弁式鉛蓄電池取替 型式：FVH-100-12 、容量：100Ah/10H.R 13V 30 組
- (2) 蓄電池は更新日に近く製造された新品とし、充電完了品とすること。
- (3) 蓄電池接続配線（全セル分）も同時に交換すること。
- (4) 作業は、休日昼間にて実施とする。作業中は保守バイパス回路により、
負荷設備へ商用電源給電とし、仮設電源は使用しないものとする。
- (5) 作業後は、蓄電池の電圧、内部抵抗値の測定を行い、無停電電源装置との組合せ総合試験を行うこと。
- (6) 本作業により発生する撤去蓄電池については、広域認定制度による適正な処理を行い、
広域認定管理票（マニフェスト様式）等を提出すること。
- (7) 無停電電源装置部品交換及び点検作業については、製造会社技術員にて実施すること。

6 一般事項

- (1) 作業にあたっては、事前に作業計画書を監督職員へ提出し、承認を受けてから実施すること。
- (2) 作業は本特記仕様書により実施するが、特に明示のない事項についても、履行上当然に必要と認められる事項については、監督職員の支持を受けて受注者の負担で実施すること。また、本特記仕様書に疑義が生じた場合は、監督職員と協議すること。
- (3) 作業は監督職員と十分打ち合わせの上、業務に支障を与えないように注意すること。

7 報告等

- (1) 作業終了後、遅滞なく監督職員に作業完了報告書（写真報告書）、点検報告書の提出を行うこと。
- (2) 監督職員から作業に関する資料等の提出を求められたときは、これに応ずるものとする。

8 その他

- (1) 作業過程において、既設備機器及び建物に損傷等を与えた場合は、速やかに監督職員に連絡の上、原形に復旧すること。
- (2) 作業計画書は、監督職員の指示する電気主任技術者へも併せて提出し、承認を受けてから作業を実施すること。
- (3) 作業準備等のために設備内に出入りするときは、監督職員にあらかじめ申し出ることとし、連絡体制を密にするほか、退出時には現場の整理整頓を徹底すること。